

第2 公共施設の整備による都市空間の質の向上

道路、河川、公園などの公共施設は、都市空間の主要な部分を占め、人々の暮らしや企業活動等を支える基盤となるだけでなく、良好な景観を備えることにより、人々に快適さや潤いをもたらし、都市に風格を与える良質な社会資本となる。このため、公共施設については、機能性や安全性の確保を前提として、景観形成における役割を積極的に評価し、地域の良好な景観の形成に資するよう、整備及び管理することが重要である。

今日、都が施行する公共事業では、親水性を高めた護岸や環境施設帯を伴う幹線道路などのように、景観や環境に配慮し、整備を行う例が増えつつある。今後は、こうした取組を更に進め、地域のまちづくりや観光施策との連携、管理者の異なる公共施設相互の事業調整などを強化する中で、個々の公共施設における良好な景観の形成はもとより、民有地を含めた都市空間全体の質の向上に取り組んでいく。

1 公共事業を通じた景観形成

都は、都、国、区市町村及び公共的団体^{※1}が施行する土木・建築に関する事業において、景観的な配慮を行うための手引として、平成11年に「公共事業の景観づくり指針」を定めている。平成18年の東京都景観条例の改正後は、「公共事業の景観づくり指針」を、東京都景観条例第16条第1項に規定する「公共事業景観形成指針」として運用している。

また、景観や都市づくりに関わる組織間の協力体制の下で、方針に基づくモデル的な事業を実施し、地域の良好な景観の形成に資する公共施設の整備を進めていく。



一体的に整備された護岸の遊歩道



公園・スーパー堤防・道路の一体整備

2 幹線道路の整備に合わせた沿道景観の形成

公共事業の中でも幹線道路の整備では、用地買収に伴い沿道における土地利用転換や街区変更が行われ、整備の前後で地域の景観が大きく変わることが多い。このため、道路整備事業の進捗等に合わせて、沿道の土地利用を適切に誘導する仕組みを構築し、道路空間と沿道の街並みが調和した、緑豊かで一体感のある景観を計画的に誘導していく。

良好な街並みを形成するためには、地域のまちづくりとの連携が不可欠であり、道路事業者と都や地元区市町村の都市計画所管組織等によりモデル的な取組を実施し、道路事業の円滑な推進とともに、地域が目標とする市街地像の実現に取り組んでいく。

^{※1} 公共的団体：独立行政法人や会社などの団体のこと（具体的には東京都景観条例施行規則で規定）。